

(表)

様式第 1 号(第 2 条関係)

個人情報ファイル簿 (単票)

登録番号 (総務課記載欄)	住 ー 1	個人情報ファイル の本人の数	■1,000人以上
登録日	令和5年6月30日	変更日	廃止日
個人情報ファイルの名称	住民記録システム		
行政機関等の名称	筑前町長		
個人情報ファイルを利用する事務 を所掌する組織の名称	住民課		
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳の記録及びこれに基づく諸証明を行うため		
記録項目	1.氏名、2.住所、3.性別、4.生年月日、5.国籍・本籍、6.世帯主、7.続柄、8.住民票コード、9.個人番号		
記録範囲	筑前町に住民登録している者、筑前町に住民登録していた者		
記録情報の収集方法	住民からの届出、関係機関からの通知、実態調査		
要配慮個人情報の有無	■有 □無		
記録情報の経常的な提供先	■有 □無 他の行政機関、システム保守委託業者		
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名称) 筑前町役場住民課戸籍・住民係 (所在地) 〒838-0298 朝倉郡筑前町篠隈373番地		
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等	□有 ■無		
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ----- □法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	政令第21条第7項に 該当するファイル □有 ■無	

(表)

様式第 1 号(第 2 条関係)

個人情報ファイル簿 (単票)

登録番号 (総務課記載欄)	住 ー 2	個人情報ファイル の本人の数	■1,000人以上
登録日	令和5年6月30日	変更日	廃止日
個人情報ファイルの名称	印鑑登録システム		
行政機関等の名称	筑前町長		
個人情報ファイルを利用する事務 を所掌する組織の名称	住民課		
個人情報ファイルの利用目的	筑前町に住民登録がある者で、印鑑登録をしている者の記録、証明に用いるため		
記録項目	1.氏名、2.住所、3.性別、4.生年月日、5.登録日、6.印影		
記録範囲	筑前町に住民登録がある者で、印鑑登録をしている者		
記録情報の収集方法	筑前町印鑑条例に基づく本人等の届出		
要配慮個人情報の有無	☐ 有 ☒ 無		
記録情報の経常的な提供先	☐ 有 ☒ 無		
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名称) 筑前町役場住民課戸籍・住民係 (所在地) 〒838-0298 朝倉郡筑前町篠隈374番地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	☐ 有 ☒ 無		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) ----- ☐ 法第60条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	政令第21条第 7 項に 該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	

(表)

様式第 1 号(第 2 条関係)

個人情報ファイル簿 (単票)

登録番号 (総務課記載欄)	住 ー 3	個人情報ファイル の本人の数	■1,000人以上
登録日	令和5年6月30日	変更日	廃止日
個人情報ファイルの名称	戸籍情報システム (附票・除票を含む)		
行政機関等の名称	筑前町長		
個人情報ファイルを利用する事務 を所掌する組織の名称	住民課		
個人情報ファイルの利用目的	戸籍法に基づく戸籍の記載及び証明、住民基本台帳法に基づ く戸籍の附票の記載及び証明に用いるため		
記録項目	1.氏名、2.住所、3.性別、4.生年月日、5.本籍、6.身分事項等		
記録範囲	筑前町に本籍がある者、本籍があった者		
記録情報の収集方法	戸籍法に基づく本人等からの届出、国や地方公共団体からの 送付・通知、家庭裁判所からの通知、住民記録システム・住		
要配慮個人情報の有無	■有 □無		
記録情報の経常的な提供先	■有 □無 他の行政機関、システム保守委託業者		
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名称) 筑前町役場住民課戸籍・住民係 (所在地) 〒838-0298 朝倉郡筑前町篠隈375番地		
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等	■有 □無 戸籍法第113・114・116条		
個人情報ファイルの種別	■法第60条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) ----- □法第60条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	政令第21条第 7 項に 該当するファイル □有 ■無	

(表)

様式第1号(第2条関係)

個人情報ファイル簿（単票）

登録番号 (総務課記載欄)	住 ー 4	個人情報ファイル の本人の数	■1,000人以上
登録日	令和5年6月30日	変更日	廃止日
個人情報ファイルの名称	マイナンバーカード交付管理ファイル		
行政機関等の名称	筑前町長		
個人情報ファイルを利用する事務 を所掌する組織の名称	住民課		
個人情報ファイルの利用目的	マイナンバーカードの交付状況等を管理するため		
記録項目	1.氏名、2.住所、3.生年月日、4.性別、5.交付日、6.交付通知 発送日、7.カード有効期限、8.電子証明書有効期限		
記録範囲	筑前町に住民登録がある者で、マイナンバーカードの交付申 請を行った者、カードを取得した者		
記録情報の収集方法	地方公共団体情報システム機構から送付されるカード発行一 覧表、転入時の本人からの届出		
要配慮個人情報の有無	☐ 有 ☒ 無		
記録情報の経常的な提供先	☐ 有 ☒ 無		
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名称) 筑前町役場住民課戸籍・住民係		
	(所在地) 〒838-0298 朝倉郡筑前町篠隈376番地		
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等	☐ 有 ☒ 無		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		政令第21条第7項に 該当するファイル ☐ 有 ☐ 無
	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		

(表)

様式第 1 号(第 2 条関係)

個人情報ファイル簿 (単票)

登録番号 (総務課記載欄)	住 ー 5	個人情報ファイル の本人の数	■1,000人以上
登録日	令和5年6月30日	変更日	廃止日
個人情報ファイルの名称	本人確認情報ファイル		
行政機関等の名称	筑前町長		
個人情報ファイルを利用する事務 を所掌する組織の名称	住民課		
個人情報ファイルの利用目的	届出処理・個人番号カードの券面事項の記載等を行うため		
記録項目	1.氏名、2.住所、3.性別、4.生年月日、5.国籍・本籍、6.世帯主、7.続柄、8.住民票コード、9.個人番号		
記録範囲	住民基本台帳に登録されている者、届出者、交付（再交付）申請者		
記録情報の収集方法	本人、他の官公庁（総務省）、その他（地方公共団体情報システム機構）		
要配慮個人情報の有無	☐ 有 ☒ 無		
記録情報の経常的な提供先	☒ 有 ☐ 無 地方公共団体情報システム機構		
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名称) 筑前町役場住民課戸籍・住民係 (所在地) 〒838-0298 朝倉郡筑前町篠隈376番地		
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等	☐ 有 ☒ 無		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) ----- ☐ 法第60条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	政令第21条第 7 項に 該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	

(表)

様式第1号(第2条関係)

個人情報ファイル簿（単票）

登録番号 (総務課記載欄)	住 ー 6	個人情報ファイル の本人の数	■1,000人以上
登録日	令和6年5月7日	変更日	廃止日
個人情報ファイルの名称	消防緊急通信指令業務用データ		
行政機関等の名称	筑前町長		
個人情報ファイルを利用する事務 を所掌する組織の名称	住民課		
個人情報ファイルの利用目的	住民情報を利用した消防通信指令システムの円滑な運用に資するため		
記録項目	1.氏名、2.住所、3.性別、4.生年月日、5.世帯主、6.続柄、7.宛名番号、8世帯番号		
記録範囲	処理日（各年度5月頭）時点で筑前町に住民登録がある者		
記録情報の収集方法	住民記録システムより抽出		
要配慮個人情報の有無	☐ 有 ☒ 無		
記録情報の経常的な提供先	☒ 有 ☐ 無 筑後地域消防通信指令事務協議会		
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名称) 筑前町役場住民課戸籍・住民係 (所在地) 〒838-0298 朝倉郡筑前町篠隈373番地		
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等	☐ 有 ☒ 無		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ----- ☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		政令第21条第7項に 該当するファイル ☐ 有 ☐ 無